

## 科学研究費助成事業 研究成果報告書

平成 29 年 6 月 6 日現在

機関番号：32621

研究種目：基盤研究(C)（一般）

研究期間：2014～2016

課題番号：26380129

研究課題名（和文）私的整理と法的整理の「統合」 ドイツの「再生準備手続」を手掛かりとして

研究課題名（英文）"Integration" of Out-of-Court and In-Court Business Insolvency Proceeding-

研究代表者

田頭 章一（TAGASHIRA, Shoichi）

上智大学・法学研究科・教授

研究者番号：80216803

交付決定額（研究期間全体）：（直接経費） 2,700,000円

研究成果の概要（和文）：本研究においては、企業再建型の私的整理と法的整理の「統合」のあり方を検討するために、わが国における「準則型」私的整理の発展を跡付けるとともに、EUを中心に活発化してきた「倒産前」企業再建手続の動きを比較対象として検討した。

わが国では、本研究に密接に関わる「事業再生に関する紛争解決手続の更なる円滑化に関する検討会報告書」（2015年）が発表されたため、上記比較法の分析を踏まえた「検討会報告書」提言を検討する論考を本研究のまとめとして発表することとした（2017年6月を予定）。

研究成果の概要（英文）： In this research I have looked at the development of "regularized" out-of-court workouts in Japan and studied "preinsolvency" type restructuring procedures developed recently in EU to explore possible ways of "integration" of out-of-court and in-court corporate reorganization processes.

Based on research stated above I have analysed the "Report for Further Facilitation of Dispute Resolution regarding Business Reorganization" (2015) and will publish an article on the Report as a final achievement of this research.

研究分野：倒産処理法、民事手続法

キーワード：私的整理 準則型私的整理 法的整理

### 1. 研究開始当初の背景

研究代表者は、かつて、企業再建型手続としての限界が指摘されていた和議手続について、私的整理との同質性・連続性を前提とした手続の機能に着目してその位置づけを図るべきことを主張した(「和議手続の機能について(1)(2)(3・完)」民商法雑誌100巻1号84頁、2号249頁、3号412頁)。もちろん、そこでの議論は、旧倒産処理法制の下でなしたものであるが、私的整理と法的整理(事業再建型手続を念頭に置くが、事業清算手続など他の手続類型も除外しない。以下同じ)を架橋する手続に関する理論的・実務的必要性は失われていない。そのような観点から、研究代表者は、近時においても、私的整理・事業再生ADRと再建型法的整理の関係についていくつかの論文を発表してきた。それらの研究の結果、現行制度は、私的整理(事業再生ADRも含む)と法的整理を異質のものとして両者を架橋するという発想から脱し切れていない点に限界があり、今後は、更に進んで、私的整理と法的整理を「統合」する手続を検討する必要がある、という着想を得るに至った。

本研究は、このような観点から、わが国において「準則化」された私的整理と法的整理の連続性が意識されてきたことの意義を踏まえつつも、異質の手続を架橋するという「連続性」という発想から脱して、両者を「統合」する手続を構想すべく開始されたものである。

### 2. 研究の目的

裁判外の倒産処理手続(私的整理)はとくに事業再生の場面で着実な発展をみせ、法的倒産処理手続(法的整理)との連続性を確保した倒産処理のあり方についても共通の認識が醸成されつつあるが、現実の倒産処理の場面でそれが十分に機能しているとは言い難い。本研究は、上記のような申請者のこれまでの研究の成果と近時の制度的・実務的発展を踏まえて、また、外国法制、とりわけ最近のドイツ倒産法の改正で導入された「再生準備手続」を手掛かりにして、わが国にとって最も望ましい手続構成を探ることを目標とした。当初ドイツ法を主たる検討対象として設定したのは、近時のわが国の議論は、いわゆるプレパック型再生手続(事前調整型再生手続)やDIP型会社更生手続の展開にみられるように、アメリカの倒産法制(とくに連邦倒産法第11章再建手続)の影響が強く、私的整理と法的整理との関係も、アメリカ法をモデルとして発展してきた側面が大きいことを考慮したものであった。ドイツでは、アメリカ法を参考にして法改正(1994年)がなされたにもかかわらず、DIP型事業再建手続(「自己管理手続」)がそれほど使われず、独自の展開をみせたのとは対照的といえる。ドイツでは、2011年の倒産法改正において、法的手続の申立て後、開始決定前に、3

か月という期間内に債務者主導で再生計画の概要を決定する手続(“Sanierungsvorbereitendes Eröffnungsverfahren”(再生準備手続))が導入され、2012年3月から運用を開始している。これは、倒産手続開始申立て後の強制執行の中止命令等による助力を与えながら、法的整理の中に私的整理プロセス(の一部)を取り込む試みといえ、わが国と倒産手続の構成が類似しているドイツにおけるこの手続導入の経緯や改正後の実務等を研究することにより、わが国の制度構成にも重要な示唆を与える可能性があると考えた。

このような視点から、私的整理と法的整理を統合する手続のあり方を研究し、最終的にはわが国の「統合」のあり方について具体的な提言をすることを目標とした。

### 3. 研究の方法

平成26年度から28年度までの3年間の研究期間のうち、初年度は、日本と米独を中心とする制度的・実務的状況の文献による調査と、日独を中心とする実態調査を並行して行った。すなわち、私的整理と法的整理の関係についてのわが国の学説史・制度史の分析、日本法制の現状と問題点の調査等を実施した。より具体的には、純粋な私的整理、事業再生ADRなどと法的整理との法制上、実務上の関係について、文献、実態調査によりその全体像を明らかにするとともに、近時活発化している倒産法の再改正の機運の中で、私的整理と法的整理の関係についての議論がどのような状況であるかについても検討を行った。また、比較法の観点からは、ドイツの2011年倒産法改正の背景・立法趣旨と同法施行後の実務の状況を文献調査によって可能な限り明らかにすると同時に、ドイツのフランクフルト大学教授であるWilmowsky教授の助言を得ながら、裁判所調査、現地専門家のインタビューなどを行った。また、文献調査等により、EUにおける簡易な事業再建型手続整備の動きが加速しているという情報を得たため、EU本部を訪問して、担当者へのインタビュー等を行った。

以上と並行して、アメリカ法、そしてその他の国の状況や実務の展開については、文献による調査を進め、国内の事情については、私的整理に詳しい弁護士等へのインタビューを行うなど、幅広い情報収集を心がけた。

平成27年度は、前年度に得た知見を基にして、休暇中に在外実態調査を行い、集中的な資料・情報の収集・分析を行った。比較法的分析の対象は、前述のように、当初ドイツ法としたが、研究を進めるに従い、ドイツの「再生準備制度」が必ずしも実務のニーズに対応しているとは評価されていない点、またEUのイニシアチブでより使いやすい再建手続を作る動きが勢いを増してきたことを考慮して、EU全体およびドイツ以外のメンバー国(英仏など)にも研究対象を広げた。同

年度後期においては、それまでの研究の成果を研究会等で発表する（後述）ための準備作業を行った。また、それらの研究会における参加者からの指摘は、最終年度の研究計画の策定に際して、参考にした。

平成 28 年度は、(1) 比較法研究のまとめと、(2) わが国の法制に関する具体的提言の準備を目標とした。(1)については、上述のように、EU 全体で理念を共通にする企業再建型手続の創設が志向されていることに鑑み、EU やドイツ以外メンバー国の動向を研究する方針とした。また、(2)については、2015 年に、EU その他の企業再建型手続の動向を参考にした「事業再生に関する紛争解決手続の更なる円滑化に関する検討会報告書」が発表されたため、その提言に対する検討という形で本研究のまとめをすべく、準備を行った。

#### 4. 研究成果

研究成果としては、次の 2 点を挙げる事ができる。

まず、日本、ドイツ、アメリカにおける私的整理の概念の違い、企業再建型手続についての考え方の違いなど、各国（地域）倒産処理手続の基本構造の相違点について、いくつかの基本的分析ができたことである。そのような観点から、私的整理と法的整理との「統合」の形態は、各国（地域）で様々であり、わが国の「統合」のあり方を考察するには、いずれか国や地域の法制をモデルにするのではなく、私的整理と法的整理の関係についての類型論的分析を基礎としながら、わが国独自の理論的・実務的展開を踏まえた制度設計をする必要がある点を示すことができたと考える。

もう一つの成果は、上記の観点から、私的整理と法的整理の関係を「連続性」「統合」「相互乗り入れ」などに分類した上で、「統合手続」を具体的な提言として示すことができたことである。この成果は、すでに紹介した「事業再生に関する紛争解決手続の更なる円滑化に関する検討会報告書」を検討対象とした論考（下記論文「再建型私的整理手続と法的整理手続の『統合』試論」）によって行われた。これに加え、私的整理と法的整理が融合的に機能する場面における具体的解釈問題の一つである社債のデフォルト時の手続法上の問題について、また、私的交渉から法的整理への移行時の重要問題である倒産手続申立代理人の地位について、判例等を基に検討する機会をもつことができたことも本研究の成果の一環である（下記論文「債券・社債の管理人の手続上の地位」、破産申立代理人の義務と責任）など）。

平成 16 年の破産法改正から 10 年以上たち、最近、再度の倒産法の改正を促す動きがみられるようになってきた。本研究の成果は、来るべき法改正の際の議論において貢献するにとどまらず、法制化が困難な側面については運用論としても意義をもちうるものと

考える。

#### 5. 主な発表論文等

〔雑誌論文〕(計 5 件)

田頭章一「再建型私的整理手続と法的整理手続の『統合』試論」上智法学論集（査読なし）60 巻 4 号掲載予定

田頭章一「外国国家が発行した円建て債券に係る償還等請求訴訟につき、当該債券の管理会社による任意的訴訟担当が認められるか（最高裁平成 28 年 6 月 2 日判決）」法学教室（査読なし）436 号 42 頁-47 頁（2017 年 1 月）

田頭章一「破産申立代理人の義務と責任：裁判例の整理と若干の考察」上智法学論集（査読なし）59 巻 4 号 141-165 頁（2016 年 3 月）

<http://digital-archives.sophia.ac.jp/repository/view/repository/20161214012>

田頭章一「債券・社債の管理人の手続上の地位：会社法が適用されない「債券等の管理人」の訴訟担当等の可能性（2・完）」上智法学論集（査読なし）59 巻 2 号 55-92 頁（2015 年 10 月）

<http://digital-archives.sophia.ac.jp/repository/view/repository/00000035449>

田頭章一「債券・社債の管理人の手続上の地位：会社法が適用されない「債券等の管理人」の訴訟担当等の可能性（1）」上智法学論集（査読なし）59 巻 1 号 1 - 50 頁（2015 年 7 月）

<http://digital-archives.sophia.ac.jp/repository/view/repository/00000035330>

〔学会発表〕(計 2 件)

田頭章一「制度論としての私的整理と法的整理の『統合』」2015 年 10 月 17 日（東京大学）（東京都文京区）

田頭章一「法的整理と私的整理 両者の『統合』に向けて」2015 年 9 月 29 日（大阪事業再編実務研究会）（大阪市北区）

〔図書〕(計 件)

〔産業財産権〕

出願状況（計 件）

名称：

発明者：

権利者：

種類：

番号：

出願年月日：

国内外の別：

取得状況（計 件）

名称：  
発明者：  
権利者：  
種類：  
番号：  
取得年月日：  
国内外の別：

〔その他〕  
ホームページ等

## 6. 研究組織

### (1) 研究代表者

田頭 章一 (TAGASHIRA, Shoichi)

上智大学・法学研究科・教授

研究者番号：80216803

### (2) 研究分担者

( )

研究者番号：

### (3) 連携研究者

( )

研究者番号：

### (4) 研究協力者

( )